

**○松沢成文君** 希望の党の松沢成文です。

まず、質問に入る前に、今日、私の都合で高木議員と森議員に御調整をいただいて質問順位を少し早めていただきました。御協力に感謝を申し上げて、質問に入ります。

両大臣に、この獣医学部設置の基本的な認識について伺います。もう本当に簡単な質問ですから、もうどちらかという、答弁読まなくて、イエス、ノーで答えてほしいんですが。

実は私、非常に気になるのが、安倍総理が六月の講演で有名なせりふを吐いているんです。こう言っているんですね、この獣医学部の新設についてこう言っています。今治市だけに限定する必要は全くありません、速やかに全国展開を目指したいと、地域に関係なく二校でも三校でも意欲のあるところにはどんどん獣医学部の新設を認めていくというんですね。これ梶山大臣、どう思いますか。私、これもう失言を通り越して、もう暴言に近いと思いますよ。まず、国家戦略特区の意義やプロセスに真っ向からこれ反対した発言ですよ。それから、獣医学部人材の需給バランスというのも全く無視している発言なんですよ。

私は、安倍総理が、これは私言い過ぎだった、間違えましたと言って発言を撤回するのであれば、ああ、分かっているなと思うんですが、実はその後、いろんな国会の質疑を経て、実は総理を始め各大臣は、何と、一貫して従来からの政府の方針とは、この発言、そごはないと言っているんですね。私、そごの塊だと思っているんですけれども、これ、大臣、この発言は全く政府の方針にそごないんですか。そごあるんだったら、これ撤回してもらわなきゃいけないんですけど、イエスカノーかでお答えください。

**○国務大臣（梶山弘志君）** 国家戦略特区の考え方ということで、一つ突破口をつくってそれを全国に展開をしていくという基本的な考え方がございます。総理の御発言は、こういう特区制度の本来的な仕組みについて言及したものだとは思っております。

**○松沢成文君** じゃ、次は文科大臣に伺いたいんですけれども、この獣医師の数に関する政府の公式見解は、これ、かつての文科大臣も農水大臣も言っていますが、こう言っているんです。分野別、地域的な偏在はあるものの、総数としては足りていると。これも政府の公式見解なんですよ。

ただね、皆さん、分野別、地域的な偏在はあると言っておきながら、安倍総理は地域なんか全く関係ないと言っているんですね。それから、この今までの政府

見解は総数として足りていると言っているのに、安倍総理の発言は、これからどんどん認めていく、二校でも三校でもやっていくと言っているんですね。これ、この二つの政府見解というか、安倍総理発言と政府見解はこれ真っ向から反対する意見なんです。これは、中学生が国語力で見ても分かります。全く相入れない発言なんです。

さあ、獣医学部の大学の設置の認可をする権限を持つ文科大臣、この安倍総理発言とこれまでの政府見解、どちらが正しいんですか。どちらが政府の見解なんですか、大臣の認識を伺いたいと思います。

**○国務大臣（林芳正君）** この獣医学部の新設につきましては、国家戦略特区の枠組みの中で、内閣府が中心となって農林水産省との調整を経て認めることとなったものでございます。今後さらに、今、梶山大臣からもお話がありましたように、獣医学部の新設を認めていく場合には、従来どおり、内閣府を中心に農林水産省及び文科省が連携して、需給の動向も考慮しながら国家戦略特区の枠組みの中で検討を行っていくと、こういうことであろうと思っております。

**○松沢成文君** どちらが政府見解なのかの答えはなかったわけですが。

これ、両大臣どちらでもいいんですけど、やっぱり安倍総理の発言はこれ両大臣からアドバイスして撤回をしてもらった方がいいですよ。この発言がある限り、政府見解なんかあっても全く相矛盾することをやろうとしているわけですから。やはり、総理、講演の中で、まあ舌が滑らかになって発言したと思うんですが、やっぱり過ちを改むるにはわかることなかれで、あれは言い過ぎだと、今の獣医学部新設とか獣医師の需給関係考えると、ここはしっかりと落ち着いて慎重にやらなきゃいけないということで、この安倍総理発言をどうにか撤回をしていただきたいんですが、これどちらがいいんですか、どちらか答えていただければと思いますが、内閣の中でそういうアドバイスをしていただきたい。

**○国務大臣（林芳正君）** 総理が予算委員会でおっしゃっているのは、意欲ある提案が出てくれば二校目、三校目も検討することは特区制度が本来予定しているということでございまして、私の判断で二校目、三校目を認めていくということを述べたわけではございませんと、こういうふうに、これ多分講演の後だと思えますが、平成二十九年の七月二十四日の予算委員会で述べられておりますので、そういう趣旨で私どもが先ほど申し上げたことと軌を一にしているというふうに思っております。

**○松沢成文君** 六月の講演は総理の意思で全部言っているんですね。限定する必要は全くない、速やかに全国展開を目指したい、地域に関係なく二校でも三校でも意欲あるところはどんどん新設を認めていくと。もう私がやっていくんだと言

っているんですね。まあ、これ以上、押し問答になりますけれども、この辺り、やっぱり総理の発言は慎重にやられた方がいいと思いますよ。

さて、二番目なんですけれども、獣医学部の卒業生を増やす、獣医学部をつくって卒業生を増やすだけでは分野別、地域的な偏在を効果的に解消することができないんです。ここが一番難しいところなんですよね。

そこで、獣医師の総数が足りているのであれば、総数を変えずに供給を需要に合わせればいいわけです。分野別の偏在を解消する具体策として私一つ今日提案したいと思うんですが、現在、獣医師として一本化されている国家資格を産業獣医師と小動物獣医師に分けて、獣医師免許を付与する人数を分野別に調整していく方法が考えられると思うんです。そうすれば、獣医学部内にそれぞれの専門学科が設けられることにつながることによって、より専門的な教育も行われるわけですね。

このように資格を分野別に分けることに加えて、医師と同様に獣医師が足りない地域での勤務を促す支援策の導入ですとか、あるいは産業獣医師や公務員獣医師の待遇改善を求めることが効果的だという対応策があると思うんです。

これは農水副大臣ですよ。獣医師の資格を二つに分ければ違う需給のミスマッチに対応できるじゃないですか。これ、官僚に聞くと、できない理由百並べます。こういうのは政治家がリードしていかなきゃいけないんですが、いかがでしょうか。

**○副大臣（谷合正明君）** 診療に従事する獣医師の分野的また地域的な偏在の解消というのは、委員おっしゃるとおり課題でございます。

それで、委員の御提案の話がこれがワークするかというと、なかなか正直難しいのかなというふうに考えておりました。以下、幾つか理由を申し上げますと、動物の病気でございますけれども、例えば狂犬病、これは犬、猫、アライグマですね、産業動物、小動物を問わず、また人にも感染するものがありますので、獣医師が動物の種類を超えて対応することが必要となっております。したがって、獣医師免許を産業動物と小動物に区分することとなると獣医師の対象が限定されることとなりますので、かえって的確な対応が困難になるのではないかと。

また、動物検疫所というものがございまして。この動物検疫所では獣医が産業動物と小動物を両方の今検疫を行っております。この免許を区分した場合にそれぞれにまた人員を確保する必要がございまして、また大幅な増員にもつながりかねないという懸念もございまして。

さらに、免許を区分したことによって、産業動物獣医師、ここに希望する学生が増えるかどうかというのが必ずしも直結しないのではないかと。また、免許を

取得して小動物の獣医師に従事する者が将来産業動物の医療に転向しようとする  
ことがあり得ます、逆もあるんですけれども。そうした場合に、かえって産業動  
物獣医師の確保が困難になるのではないかなというふうに認識しておりまして、  
せつかくの御提案なんでもございますけれども、獣医師免許の区分については、現  
在のところ産業動物獣医師を確保する上で適当でないというふうに考えておりま  
す。

**○松沢成文君** できない理由は幾らでも出てくるんですけれども、是非ともこれ  
検討してみていただきたいなと思います。

次の質問に行きますけれども、実はこの問題で一つのエピソードになったのが、  
安倍総理が加計孝太郎さんと非常に仲いい腹心の友であったと、そして、自分が  
国家戦略諮問会議の議長である立場でいながら、加計孝太郎さんと飲食を共にし  
たりゴルフを一緒にやっていたと。こういうところでいろんな話があってやって  
きたんじゃないかという疑惑があるわけですね。

それで、私は安倍総理に肩を持つわけじゃないんですが、この質問が出たとき  
に安倍総理は、国家公務員の倫理規程に引っかかるんじゃないかと、利害関係者  
と公務員はゴルフしちゃいけないはずだという質問も出たんですが、そのときに  
総理は、国家公務員の枠じゃなくて特別職の国家公務員だからね、該当されませ  
んと言うんですよね。それはそれで理由は分かりました。

ただ、私、文科大臣ともおとといもこのゴルフの問題やりましたけれども、そ  
もそも、国家公務員の倫理規程になぜ利害関係者とゴルフというスポーツだけ特  
出しにしてやっちゃいけないんだと。これ、要らないですよ。

だって、飲食とか、それこそギャンブルとか御接待とかなら分かるけど、ゴル  
フはスポーツですよ、大臣。オリンピック種目ですよ、国体種目ですよ。接待の  
道具じゃないんですよ。何でゴルフだけを特出しにして公務員は利害関係者とや  
っちゃいけないという、こんな時代錯誤のおかしな倫理規程残っているんですか。

これ、やっぱりスポーツあるいは文教を担当する大臣として、こんな倫理規程  
はおかしいと言って、これ、ゴルフは廃止すべきだと思うんですが、いかがです  
か。

**○国務大臣（林芳正君）** ゴルフは昨年のリオデジャネイロのオリンピックから  
正式競技として復帰をしておりますし、子供から高齢者まで幅広い年齢層、収入  
層で親しめる特徴を持つ大衆化した国民スポーツとして定着をしております。

こうした状況下で、多くのスポーツの中で唯一ゴルフのみが国家公務員倫理規  
程上、実施の制限を受けていることは、スポーツ振興の観点から検討すべき課題  
であるというふうに思っております。

**○松沢成文君** これ、大臣、大臣としてはゴルフはもうおかしいからやめてほしいという気持ちは持っているのは分かるんですが、でも、私、何度も、去年もおととしも、予算委員会でも質問したかな、これやってきてもなかなか進まないんですよ。何とか諮問会議があるからということ。

さあそこで、ゴルフをそのままにするなら、今度は梶山大臣ですけれども、国家公務員の中に特別職国家公務員を入れなきゃ不公平ですよ。何で、官僚だけ利害関係者とゴルフやっちゃいけないのに、特別職の、特に行政権を持つ大臣、副大臣、政務官、総理、こういう人もやっぱり利害関係者とゴルフやったらまずいわけでしょう。だから、その特別職の公務員を入れて初めて公平な国家公務員倫理規程になるんですよ。

だから、もしゴルフを抜かないのであれば、行政府に入る公務員の中に政治家も入れなきゃ駄目ですよ。そうじゃないと、役人、かわいそうですよ。役人だけが差別されて、安倍さんは平気でやっているわけだから。

はい、いかがですか。

**○国務大臣（梶山弘志君）** 一般職の国家公務員については、不祥事に対する国民からの厳しい批判を踏まえて、平成十一年に議員立法として国家公務員倫理法が制定をされたと承知しております。

一方、特別職の国家公務員であります内閣総理大臣を始めとした国務大臣、副大臣、大臣政務官については、政治と行政への信頼を確保する観点から、大臣等が自ら律すべき規律として、閣議決定である国務大臣、副大臣及び大臣政務官規範が定められており、この趣旨を踏まえて、国民の疑惑を招くことのないように、各人がその良識に基づいて各々の行動を適切に判断をして行うべきであると考えております。

**○松沢成文君** 昨年、予算か決算の委員会で、私、官房長官にこの件を言いましたら、これは国家公務員倫理規程審議会かな、審査会か、そういうのがあって、そこは、人事院の下に、そこの答申でやるんで勝手にできないんですよというんです。

でも、その法律よく読んでみたら、内閣側からこういう問題があるんで諮問をして、意見具申できるんですね。だから、私の質問のような問題があって、林大臣のような問題意識があるのであれば、いや、この規定はちょっと古いと、もう一回審査会で議論してほしいと内閣側からきちっと要求できるんですよ。それを是非ともやっていただきたいと思いますと思いますが、大臣、いかがですか。

**○委員長（高階恵美子君）** 梶山大臣、時間が参っておりますので、簡潔に。

**○国務大臣（梶山弘志君）** 今御指摘のように、この国家公務員倫理規程の改正

に關しましては、人事院に置かれている国家公務員倫理審査会が案を備えて内閣に意見を申し出ることとされています。

二十八年、平成二十八年に国家公務員倫理審査会において実施した市民、民間企業、有識者モニター及び一般職の国家公務員を対象としたアンケート結果によりますと、このゴルフ禁止の規定の内容が妥当であるという回答が七割あったということであります。

○松沢成文君 時間です。どうもありがとうございました。